

四半期報告書

(第10期第3四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月 1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月 1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日
営業収益 (百万円)	9,272	4,262	1,929	1,393	11,837
経常利益又は経常損失 (百万円) (△)	△227	440	△26	39	40
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失 (△) (百万円)	238	△577	△56	△253	406
純資産額 (百万円)	—	—	8,456	6,618	7,238
総資産額 (百万円)	—	—	32,832	28,114	30,719
1株当たり純資産額 (円)	—	—	453.98	129.44	559.88
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失 (円) (△)	91.64	△407.49	△56.67	△171.64	166.66
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	8.7	8.8	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,064	2,705	—	—	8,649
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,943	699	—	—	△1,838
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,125	△2,358	—	—	△6,472
現金及び現金同等物の 四期末(期末)残高 (百万円)	—	—	1,851	3,240	2,193
従業員数 (名)	—	—	59	52	59

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期及び第9期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第9期第3四半期連結会計期間及び第10期第3四半期連結累計(会計)期間については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員を表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社の(有)ジェイ・ワン・インベストメントは債務超過会社であり、平成22年12月31日現在における債務超過額は1,367百万円あります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	52 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数には、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	48 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数には、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額及び不動産買取額は、次のとおりであります。

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権買取額	1,201	99.2	—	—
不動産買取額	9	0.8	1	100.0
合計	1,211	100.0	1	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

期首残高 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)				期末残高 (百万円)
	当期増加額 (百万円)	その他 (百万円)	当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	
15,169	—	2	656	191	14,323

(注) 1 当期増加額その他は、未実現利益の実現等による増加額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	1,929	100.0	1,393	100.0
買取債権回収高	1,072	55.6	1,041	74.8
不動産売上高	477	24.8	—	—
不動産賃貸収入	177	9.2	181	13.0
受託手数料	143	7.4	111	8.0
その他	57	3.0	58	4.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりです。なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

当社グループの主要借入先である日本振興銀行株式会社は、平成22年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。当社グループでは、当第3四半期連結会計期間末において同行より10,850百万円、同年10月22日に民事再生手続開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社より817百万円、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社より5,840百万円の借入金があります。

日本振興銀行株式会社の民事再生手続開始の決定以降、返済期限の到来した同行及び中小企業振興ネットワーク企業からの借入金について借替が実行されており、今後返済期限が到来する借入金についても借替の要請を行ってまいりますが、同行を始めとする借入先との借替協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

なお、重要事象等については以下のとおりです。

当社グループの主要借入先である日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。また、中小企業信用機構株式会社は、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。これらに伴い、当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、保有する同行株式394百万円及び同社株式599百万円を主とする投資有価証券評価損1,027百万円を計上した結果、四半期純損失577百万円を計上いたしました。なお、当社グループでは、当第3四半期連結会計期間末において同行より10,850百万円、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社より817百万円、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社より5,840百万円の借入金がありますが、その返済期限は最長で平成23年6月30日であり、同行を始めとする借入先との借替協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容
(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、企業収益は改善し設備投資及び雇用情勢、個人消費の一部に持ち直しの動きが見られるものの、失業率は高水準にあるなど依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当第3四半期連結会計期間の営業収益につきましては、買取債権回収高が1,041百万円（前年同期比2.9%減）、不動産賃貸収入181百万円（同2.0%増）、その他の収益169百万円（同75.0%減）を合わせ、合計では1,393百万円（同27.8%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が656百万円（同12.1%減）、不動産賃貸原価13百万円（同41.0%減）、その他の原価2百万円（同99.4%減）を合わせ、合計では673百万円（同45.3%減）となりました。この結果、営業総利益は719百万円（同3.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当63百万円（同23.8%増）、貸倒関連費用191百万円（同249.8%増）等を計上し、合計450百万円（同21.3%増）となりました。この結果、営業利益は268百万円（同17.8%減）となりました。

営業外収益は32百万円（前年同期比29.7%減）となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息244百万円（同31.6%減）により、合計で260百万円（同34.7%減）となりました。この結果、経常利益は39百万円（前年同期は、経常損失△26百万円）となりました。

特別利益は26百万円となり、中小企業信用機構株式会社の株式に関する投資有価証券評価損295百万円を特別損失として計上したことにより、税金等調整前四半期純損失△229百万円（前年同期は税金等調整前四半期純損失△26百万円）となりました。

また、法人税等関連費用1百万円、少数株主利益23百万円（前年同期比4.2%減）の計上により、四半期純損失は△253百万円（前年同期は四半期純損失△56百万円）となりました。

セグメント業績は、次のとおりであります。

(債権管理回収事業)

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしましたが、既存債権の回収、回収受託業務の進捗により、営業収益1,126百万円、営業利益44百万円となりました。

(不動産関連事業)

不動産関連事業につきましては、主に買取不動産に係る不動産賃貸収入の計上により、営業収益180百万円、営業利益145百万円となりました。

(その他)

その他につきましては、営業収益85百万円、営業利益79百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、28,114百万円（前連結会計年度末比8.5%減）であり、このうち買取債権は14,323百万円（同14.1%減）、買取不動産は8,607百万円（同0.0%減）、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は3,084百万円（同6.6%減）となりました。

負債合計は21,496百万円（同8.5%減）であり、このうちの主なものは、長期借入金及び短期借入金等の有利子負債20,843百万円（同8.2%減）であり、総資産有利子負債比率は74.1%となりました。

利益剰余金が、四半期純損失の計上により577百万円減少したことから、株主資本は2,459百万円（同19.0%減）となりました。また、評価・換算差額等3百万円（同92.2%減）、新株予約権62百万円（同8.5%減）、少数株主持分4,092百万円（同0.0%増）を合わせて純資産額は6,618百万円（同8.6%減）となりました。なお、自己資本比率は8.8%となり前連結会計年度末に比べ1.3ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,046百万円増加し、3,240百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は959百万円（前年同期は406百万円の増加）となりました。これは、主に、税金等調整前四半期純損失が△229百万円（同△26百万円）、非資金取引である貸倒償却額が191百万円（同289百万円）及び投資有価証券評価損が295百万円、買取債権に係る資金の純増額が656百万円（同454百万円の純減）、買取不動産に係る資金の純減額が4百万円（同436百万円の純増）となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の増加は171百万円（前年同期は685百万円の減少）となりました。これは、主に有価証券の売却による収入が120百万円、投資有価証券の償還による収入が50百万円（同84百万円）となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加は77百万円（前年同期は1,333百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入金に係る資金の純減額が228百万円（同493百万円の純減）、長期借入金に係る資金の純増額が324百万円（同965百万円の純減）となったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

日本振興銀行株式会社の民事再生手続開始の決定以降、返済期限の到来した同行及び中小企業振興ネットワーク企業からの借入金は借替が実行されておりますが、今後返済期限が到来する借入金についても借替の要請を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当第3四半期連結累計期間においては、経常利益440百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても2,705百万円のプラスとなっており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定又は、計画した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注) 2
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 第1回第一種優先配当金

①第1回第一種優先配当金（期末配当）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金（累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剩余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剩余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剩余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	59,955円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,955円 資本組入額 29,978円
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編成行為」という。）をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合には、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年8月7日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,990個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	1,990株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	51,960円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,960円 資本組入額 25,980円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	1,732,440	—	3,036	—	2,822

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の注2に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,989	1,799	1,601	1,470	1,348	1,210	768	1,034	940
最低(円)	1,617	1,400	1,325	1,058	1,110	518	560	589	752

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。

第1回第一種優先株式

第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		寺崎洋二	平成22年9月30日
取締役		齋藤守	平成22年11月10日

(注) 取締役 寺崎洋二及び齋藤守は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2 3,690		※2 2,343	
買取債権	※2 14,323		※2 16,673	
その他の営業債権	923		924	
買取不動産	※2 8,607		※2 8,611	
その他	1,151		1,290	
貸倒引当金	△3,084		△3,301	
流動資産合計	25,611		26,542	
固定資産				
有形固定資産	※1 4		※1 5	
無形固定資産	14		13	
投資その他の資産				
投資有価証券	※2 2,331		※2 3,964	
その他	166		194	
貸倒引当金	△14		—	
投資その他の資産合計	2,483		4,158	
固定資産合計	2,502		4,177	
資産合計	28,114		30,719	
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※2 15,581		※2 16,120	
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,715		※2 2,357	
未払法人税等	8		13	
その他	642		1,221	
流動負債合計	18,948		19,712	
固定負債				
長期借入金	※2 2,546		※2 3,738	
その他	2		30	
固定負債合計	2,548		3,769	
負債合計	21,496		23,481	
純資産の部				
株主資本				
資本金	3,036		3,036	
資本剰余金	2,822		2,822	
利益剰余金	△3,399		△2,821	
株主資本合計	2,459		3,037	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	3		42	
評価・換算差額等合計	3		42	
新株予約権	62		68	
少数株主持分	4,092		4,090	
純資産合計	6,618		7,238	
負債純資産合計	28,114		30,719	

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業収益		
買取債権回収高	3,104	3,113
不動産売上高	4,632	2
不動産賃貸収入	—	636
その他の収益	1,535	509
営業総収入合計	9,272	4,262
営業費用		
債権買取原価	2,174	1,862
不動産売上原価	※1 4,416	※1 22
不動産賃貸原価	—	56
その他の原価	131	14
営業費用合計	6,723	1,955
営業総利益	2,548	2,306
販売費及び一般管理費	※2 1,391	※2 1,199
営業利益	1,157	1,107
営業外収益		
受取利息	55	57
持分法による投資利益	55	—
受取手数料	51	25
その他	13	28
営業外収益合計	175	111
営業外費用		
支払利息	1,424	738
持分法による投資損失	—	10
その他	136	30
営業外費用合計	1,560	778
経常利益又は経常損失（△）	△227	440
特別利益		
新株予約権戻入益	4	5
本社移転損失引当金戻入額	7	—
貸倒引当金戻入額	12	8
投資有価証券売却益	—	25
受取損害賠償金	—	8
特別利益合計	25	47
特別損失		
投資有価証券評価損	—	1,027
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
特別損失合計	—	1,028
税金等調整前四半期純損失（△）	△201	△540
法人税、住民税及び事業税	4	5
法人税等還付税額	△503	—
法人税等調整額	14	△56
法人税等合計	△484	△50
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	—	△489
少数株主利益	44	87
四半期純利益又は四半期純損失（△）	238	△577

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業収益		
買取債権回収高	1,072	1,041
不動産売上高	477	—
不動産賃貸収入	—	181
その他の収益	379	169
営業総収入合計	1,929	1,393
営業費用		
債権買取原価	746	656
不動産売上原価	※1 447	※1 0
不動産賃貸原価	—	13
その他の原価	36	2
営業費用合計	1,231	673
営業総利益	698	719
販売費及び一般管理費	※2 371	※2 450
営業利益	326	268
営業外収益		
受取利息	20	18
投資事業組合運用益	—	10
受取手数料	28	—
その他	6	2
営業外収益合計	55	32
営業外費用		
支払利息	359	244
その他	49	16
営業外費用合計	408	260
経常利益又は経常損失（△）	△26	39
特別利益		
投資有価証券売却益	—	25
その他	—	1
特別利益合計	—	26
特別損失		
投資有価証券評価損	—	295
特別損失合計	—	295
税金等調整前四半期純損失（△）	△26	△229
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	4	—
法人税等合計	6	1
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	—	△230
少数株主利益	24	23
四半期純損失（△）	△56	△253

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（△）	△201	△540
減価償却費	5	5
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△501	△202
本社移転損失引当金の増減額（△は減少）	△42	—
受取利息及び受取配当金	△84	△87
支払利息	1,424	738
投資事業組合運用損益（△は益）	12	△34
投資有価証券評価損益（△は益）	—	1,027
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△25
貸倒債却額	841	513
その他	32	13
小計	1,485	1,408
利息の受取額	110	102
利息の支払額	△1,290	△675
法人税等の支払額	△50	△6
法人税等の還付額	672	32
小計	927	861
買取不動産の買取による支出	△129	△12
買取不動産の売却による収入	4,375	15
買取債権の買取による支出	△1,284	△21
買取債権の回収による収入	2,174	1,862
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,064	2,705
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100	△300
定期預金の払戻による収入	—	400
無形固定資産の取得による支出	—	△6
投資有価証券の取得による支出	△1,791	△4
投資有価証券の償還による収入	665	462
投資有価証券の売却による収入	—	120
関係会社貸付による支出	△500	—
関係会社貸付金の回収による収入	631	27
貸付による支出	△900	—
その他	51	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,943	699

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,570	—
短期借入金の返済による支出	△10,847	△538
長期借入れによる収入	3,785	500
長期借入金の返済による支出	△5,852	△1,334
制限付預金の預入による支出	△380	△400
制限付預金の引出による収入	330	—
社債の償還による支出	△250	△500
株式の発行による収入	1,972	—
少数株主からの払込みによる収入	2,545	—
少数株主への払戻による支出	—	△85
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,125	△2,358
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3	1,046
現金及び現金同等物の期首残高	1,855	2,193
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,851	3,240

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループの主要借入先である日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。また、中小企業信用機構株式会社は、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。これらに伴い、当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、保有する同行株式394百万円及び同社株式599百万円を主とする投資有価証券評価損1,027百万円を計上した結果、四半期純損失577百万円を計上いたしました。なお、当社グループでは、当第3四半期連結会計期間末において同行より10,850百万円、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社より817百万円、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社より5,840百万円の借入金がありますが、その返済期限は最長で平成23年6月30日であり、同行を始めとする借入先との借替協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

日本振興銀行株式会社の民事再生手続開始の決定以降、返済期限の到来した同行及び中小企業振興ネットワーク企業からの借入金は借替が実行されておりますが、今後返済期限が到来する借入金についても借替の要請を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当第3四半期連結累計期間においては、経常利益440百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても2,705百万円のプラスとなっており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、預金保険機構の管理下において民事再生手続中の日本振興銀行株式会社及び民事再生手続中の中小企業保証機構株式会社等の中小企業振興ネットワーク企業を始めとする借入先との借替については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結累計期間に合同会社FE・メディカル・インベストメンツ、他2社が事業終了に伴い清算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。 また、前第3四半期連結累計期間において、営業収益の「その他の収益」に含めておりました「不動産賃貸収入」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間より、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業収益の「その他の収益」に含まれる「不動産賃貸収入」は681百万円であります。 また、前第3四半期連結累計期間において、営業費用の「その他の原価」に含めておりました「不動産賃貸原価」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間より、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業費用の「その他の原価」に含まれる「不動産賃貸原価」は96百万円であります。 また、前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しております「法人税等還付税額」は重要性が低下したため、当第3四半期連結累計期間より、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含まれる「法人税等還付税額」は0百万円であります。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。 また、前第3四半期連結会計期間において、営業収益の「その他の収益」に含めておりました「不動産賃貸収入」は重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間より、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業収益の「その他の収益」に含まれる「不動産賃貸収入」は177百万円であります。 また、前第3四半期連結会計期間において、営業費用の「その他の原価」に含めておりました「不動産賃貸原価」は重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間より、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業費用の「その他の原価」に含まれる「不動産賃貸原価」は23百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 9百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 7百万円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 450百万円 買取債権 3,768百万円 買取不動産 6,065百万円 投資有価証券 990百万円 合計 11,273百万円 上記に対応する債務 短期借入金 8,924百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,662百万円 長期借入金 2,546百万円 合計 14,133百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ㈱より連帯保証を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,434百万円を担保提供しております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 50百万円 買取債権 4,292百万円 買取不動産 5,959百万円 投資有価証券 2,143百万円 合計 12,445百万円 上記に対応する債務 短期借入金 9,403百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,019百万円 長期借入金 3,713百万円 合計 15,135百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ㈱より連帯保証及び営業貸付金156百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,637百万円を担保提供しております。
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 6,742百万円 借入実行金額 △5,745百万円 差引額 997百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 7,660百万円 借入実行金額 △7,053百万円 差引額 607百万円
4 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収㈱ 金額 2,650百万円（保証極度額2,700百万円） 内容 借入債務	4 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収㈱ 金額 650百万円（保証極度額2,700百万円） 内容 借入債務

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は41百万円であります。	※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は7百万円であります。
※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
貸倒引当金繰入額 352百万円	貸倒引当金繰入額 320百万円
役員報酬 42百万円	役員報酬 43百万円
給料手当 156百万円	給与手当 184百万円
法定福利費 25百万円	法定福利費 30百万円
租税公課 131百万円	租税公課 83百万円
減価償却費 5百万円	減価償却費 5百万円
賃借料 66百万円	賃借料 41百万円
支払手数料 357百万円	支払手数料 263百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は1百万円であります。	※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3百万円であります。
※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
貸倒引当金繰入額 54百万円	貸倒引当金繰入額 191百万円
役員報酬 14百万円	役員報酬 14百万円
給料手当 51百万円	給料手当 63百万円
法定福利費 8百万円	法定福利費 10百万円
租税公課 22百万円	租税公課 16百万円
減価償却費 1百万円	減価償却費 1百万円
賃借料 17百万円	賃借料 13百万円
支払手数料 107百万円	支払手数料 79百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の第3四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 2,001百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △100百万円 引出制限付預金 △50百万円 現金及び現金同等物 <u>1,851百万円</u>	1 現金及び現金同等物の第3四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 3,690百万円 引出制限付預金 △450百万円 現金及び現金同等物 <u>3,240百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,712,440
第1回第一種優先株式(株)	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	—

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	62
連結子会社	—	—	—
合計		—	62

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおり、当社及び当社の連結子会社が事業活動を展開しております。

当社グループの報告セグメントは、事業内容により区分しており、「債権管理回収事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

「債権管理回収事業」は、特定金銭債権の買取、管理、回収及び投資等を行っております。「不動産事業」は、不動産の賃貸、売買、売買仲介及び投資等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	3,434	648	4,083	178	4,262
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,434	648	4,083	178	4,262
セグメント利益	487	458	945	161	1,107

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	1,126	180	1,307	85	1,393
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,126	180	1,307	85	1,393
セグメント利益	44	145	189	79	268

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	945
「その他」の区分の利益	161
四半期連結損益計算書の営業利益	1,107

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	189
「その他」の区分の利益	79
四半期連結損益計算書の営業利益	268

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

現金及び預金、投資有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
(1)現金及び預金	3,690	3,690	—	(注) 1
(2)投資有価証券				
その他有価証券	82	82	—	(注) 1

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額をもって時価としております。

(2)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格等によっており、組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行った上、当該時価に対する組合持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※1）	86
②投資事業有限責任組合出資金（※2）	393
③匿名組合出資金（※2）	1,769
④優先出資証券（※1）	0
合計	2,248

(※1) 非上場株式及び優先出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 匿名組合出資金及び一部の投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	0	0	—
組合出資金	77	82	5
計	77	82	5

(注) 当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて599百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当第3四半期連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
129円44銭	559円88銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	6,618百万円	7,238百万円
普通株式に係る純資産額	221百万円	958百万円
差額の主な内訳		
優先株式に係る資本金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る資本準備金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る配当金	241百万円	120百万円
新株予約権	62百万円	68百万円
少数株主持分	4,092百万円	4,090百万円
普通株式の発行済株式数	1,712,440株	1,712,440株
普通株式の自己株式数	—	—
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,712,440株	1,712,440株

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	91円64銭 1 株当たり四半期純損失 (△) なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失 (△)	238百万円	△577百万円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)	156百万円	△697百万円
普通株主に帰属しない金額	81百万円	120百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	一百万円	一百万円
四半期純利益調整額	一百万円	一百万円
普通株式増加数	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △56円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失(△) △171円64銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△56百万円	△253百万円
普通株式に係る四半期純損失(△)	△97百万円	△293百万円
普通株主に帰属しない金額	40百万円	40百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	一百万円	一百万円
四半期純利益調整額	一百万円	一百万円
普通株式増加数	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引残高は前連結会計年度末と比較して、著しい変動はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 高瀬敬介 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋藤浩史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

ニッシン債権回収株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 印

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、第3四半期連結累計期間において主要借入先である日本振興銀行株式会社が経営破綻したことに伴い、重要な四半期純損失を計上し、また、同行を始めとする借入先との借替協議が今後合意に至らない場合には資金繰りが著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第10期第3四半期(自平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

